

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、平成9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月

日本年金機構から送付されてきた「ねんきん定期便」で、初めて資格取得時当初の平成9年3月だけが未納であることを知り驚いている。

納付記録に当初の3月分のみ未納期間があるのは、納得いかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、平成9年3月に国民年金に加入して以来、その後の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の国民年金の被保険者資格取得を適切に行っており、年金に関する意識が高かったものと考えられる。

また、日本年金機構のオンライン記録により、平成9年4月から10年3月までの期間の国民年金保険料を10年6月に一括で過年度納付していることが確認できるところ、この納付に係る過年度保険料の納付書と申立期間に係る納付書は同時期に送付されていたと考えられ、同時に納付が可能であったにもかかわらず、申立期間の保険料（1月分）のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、一括納付したとする納付時期は、実際に保険料を納付したとする申立人の父親の賞与が勤務先から支給された時期と符合している。これらのことから、申立期間についても納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月から9年9月まで

私は、平成8年12月にA社B営業所に入社し、17年4月まで正社員として継続して勤務した。入社当初から退職するまで給与は40万円の変動はなかった。しかし、ねんきん定期便を見ると、入社当初の平成8年12月から9年9月までの標準報酬月額が30万円となっている。

申立期間に係る給与明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する申立期間に係る給与明細書及び事業主の保管する資料により、申立期間に係る給与総支給額は40万円(標準報酬月額41万円)であり、標準報酬月額に対応する厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、C厚生年金基金及びD健康保険組合の保管する記録では、申立期間に係る標準報酬月額は41万円であることが確認できる。申立期間当時、厚生年金保険、C厚生年金基金及びD健康保険組合に関する資格取得関係の届出は、7枚つづりの複写式の共通様式を使用していたことから、社会保険事務所(当時)についても申立人の標準報酬月額を41万円とする届出を行い、同事務所が受け付けていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を41万円として社会保険事務所に届け出たことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和63年9月27日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和63年6月から同年8月までの標準報酬月額については14万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年6月1日から平成元年5月1日まで

私は、昭和62年3月11日から平成2年4月30日までA事業所に継続して勤務し、申立期間に支給された給与から厚生年金保険料は控除されていたはずである。

しかし、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録により、申立人は、昭和63年9月27日付けで、同年6月1日に遡って厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、申立期間について、雇用保険被保険者記録により、申立人は、申立事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録では、申立事業所は、昭和63年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人を含む同事業所における厚生年金保険被保険者13人全員が同日に資格を喪失しており、当該被保険者資格の喪失処理が同年9月27日に行われていることが確認できる上、そのうち3人は、喪失処理日と同日に同年10月1日の定時決定の処理を行うと同時に当該定時決定の記録が取り消されていることが確認できる。

さらに、上記の昭和63年6月1日に資格喪失している同僚のうち、「昭和63年9月20日に申立事業所を退職した。」としている同僚は、雇用保険被保険者記録の離職日も同日となっていることが確認できることから、申立

事業所を退職後に遡って厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できるとともに、当該同僚が所持する確定申告書の控えにより、63年6月から同年8月までに係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが推認できる。

加えて、申立事業所は、前述のとおり昭和63年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同日に資格を喪失している申立人を除く同僚12人のうち任意に抽出した同僚5人の雇用保険被保険者記録を見ると、4人が申立事業所において申立期間も継続して被保険者となっていることから、申立期間において同事業所には少なくとも申立人を含め5人以上の従業員が勤務していたことが確認できる上、オンライン記録により、同事業所は、平成元年4月1日以降に昭和63年6月1日に遡って適用事業所ではなくなった旨の処理が行われたことが推認できることから、同事業所は、申立期間において適用事業所としての要件を満たしていたことが認められる。

このほか、前述の同僚12人のうち9人に照会したところ、4人から回答があり、全員が「申立期間当時において、申立事業所は経営状態が悪かった。」としていることから、申立事業所が厚生年金保険料を滞納していた可能性もうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和63年6月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失処理が行われた同年9月27日とすることが妥当である。

また、申立期間のうち昭和63年6月から同年8月までの標準報酬月額については、同年5月の社会保険事務所（当時）の記録から14万2,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち昭和63年9月27日から平成元年5月1日までの期間について、雇用保険被保険者記録により、申立人は申立事業所に勤務していることは確認できる。

しかしながら、当該期間に申立事業所で厚生年金保険被保険者となっている者はいない上、当時の事業主は不詳であり、かつ、同事業所は適用事業所でなくなっていることから当該期間における同事業所の従業員に係る厚生年金保険加入の有無及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、上記の同僚照会の回答者4人のうち2人は、「確認できる資料は無いが、申立期間は申立事業所に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」としているものの、そのうち1人は、申立期間において国民年金に加入し、昭和63年10月から平成元年4月までの保険料を納付している記録となっている。

さらに、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたこと

を確認できる給与明細書等を所持しておらず、ほかに申立人の当該期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和 63 年 9 月 27 日から平成元年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成8年6月1日から同年11月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年6月1日に訂正し、同年6月1日から同年11月1日までの標準報酬月額を、同年6月は22万円、同年7月は19万円、同年8月は22万円、同年9月は18万円、同年10月は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月から同年11月1日まで

私は、平成8年5月にA社に入社し、9年3月に退職するまで継続して勤務した。

しかし、厚生年金保険の資格取得日が平成8年11月1日となっており、申立期間が未加入期間となっているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び健康保険組合が保管する健康保険加入員台帳により、申立人は、平成8年5月15日から申立事業所で勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持する平成8年6月分、同年7月分、同年9月分及び同年10月分の給与支払明細書により、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成8年6月1日から同年11月1日までの標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は給与の総支給額から、同年6月は22万円、同年7月は19万円、同年8月は22万円、同年9月は18万円、同年10月は20万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所（当時）に対し、申立人の資格取得に係る届出を平成8年11月1日として届け出たことを認めていることから、事業主は同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成8年5月の保険料について、申立事業所は、「申立期間において、給与の支払いは月末締め翌月払い、保険料の控除方法は翌月に支払われる給与から控除する形であったと思う。」としており、申立人が所持する同年6月支給の給与支払明細書における厚生年金保険料控除額の欄が空白であることから、同年5月の厚生年金保険料は控除されていなかったと推認される。

また、事業主は、申立人の申立期間に係る関連資料を処分したとしており、ほかに平成8年5月に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年10月から15年9月までは19万円、同年10月は17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額（26万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を26万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から15年11月8日まで
② 平成15年7月18日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②の賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①及び②の標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき

標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年10月から15年9月までは19万円、同年10月は17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤った内容で提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、26万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月から8年3月まで

私は、平成8年2月にA市在住の母親から国民年金保険料を支払うことを勧められ、住所地のB市B区役所（以下「B区役所」という。）において国民年金の加入手続を行った。

その際、20歳以降の4年分の国民年金保険料をまとめて納付するつもりであったが、B区役所で「遡って納付できるのは過去2年間に係る国民年金保険料である。」と説明を受け、同区役所で申立期間の国民年金保険料を一括で納付し、年金手帳を交付してもらったことをはっきりと記憶している。

しかし、申立期間が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、申立人が平成8年2月28日に加入手続を行ったことが確認できることから、当該時点では、6年2月から8年3月までの国民年金保険料を納付することが可能であった。

しかしながら、申立人は、B区役所の窓口において過去2年間分の国民年金保険料を現金で一括で納付したとしているところ、申立期間のうち、平成6年2月から7年3月までの保険料は過年度保険料であり、同区役所では、「申立期間当時、過年度保険料については区役所では納付書の発行及び窓口での収納などの取扱いは行っていない。」と回答していることから、申立人の供述と相違している。

また、申立人は、B区役所において国民年金保険料として総額20万円から30万円を納付したとしているが、同区役所で納付可能な平成7年4月から8年3月までの現年度保険料の総額は14万400円であり、申立人の供述と大き

く相違している。

さらに、オンライン記録によれば、平成10年2月9日に納付書の発行履歴が確認できることから、当該時点において、申立期間の一部に係る国民年金保険料が未納であったことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和43年6月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年6月から50年1月まで

私は、当時、家族が営んでいた店舗に出入りしていた婦人会の会員の勧めで国民年金に加入し、集金人に妹の国民年金保険料も一緒に納付していた。しかし、妹が20歳になった昭和48年*月に国民年金の被保険者資格を取得しているのに対して、私の取得日が50年2月になっているのは納付ができないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金記録書には、申立人は、昭和50年2月18日付けで任意加入被保険者としての資格を取得したことが記載されており、オンライン記録と一致している。

このため、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間から申立人が国民年金被保険者の資格を取得した昭和50年2月18日までの間に住所を変更していないことから、同一市町村から申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間当時、妹の保険料も一緒に納付したとしているが、申立人の妹の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日及び国民年金被保険者名簿の手帳交付日から、昭和52年10月頃に払い出されたことと推認できることから、申立人の妹は、申立人が任意加入した50年2月頃より約2年後の52年10月頃に国民年金の加入手続を行い、20歳到達時の48年*月*日から当該加入手続時までの期間は強制加入期間であったため、20歳到達時に遡って資格を取得したものと考えられる上、オンライン記録により、当該資格取得時から50年12月までの保険料は未納となっていること及び納付

済みとされている 51 年 1 月から 52 年 3 月までの保険料は、53 年 3 月に過年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 11 月 1 日から 44 年 5 月 1 日まで
② 昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 4 月 16 日まで
③ 昭和 45 年 11 月 1 日から 46 年 4 月 25 日まで

私は、A社に申立期間①、②及び③の3回、それぞれ6か月間雇用された。申立期間①、②及び③に係る標準報酬月額が、離職後、受給した失業保険金の失業保険金日額から自分で計算した給与月額より低い金額となっている。

私が所持している当時の失業保険金受給資格者証を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、当該申立期間直後に受給した失業保険金受給資格者証に記載の基本日額から計算した給与月額と異なっていると申し立てており、同給与月額は、オンライン記録に見合う報酬月額を上回っていることがうかがえる。

しかしながら、申立事業所の事業主は申立期間①、②及び③に係る資料は保存していないとしていることから、当該期間に係る申立人の主張する厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

また、申立事業所において申立期間当時に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚について、年金事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録により申立期間の標準報酬月額を確認したが、申立人の標準報酬月額と大きな差はみられない上、申立人を含めいずれも標準報酬月額の訂正及び改定の処理は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間①、②及び③について給与明細書等当時の給与額

及び給与から控除された厚生年金保険料の額を確認できる資料を所持しておらず、申立期間①、②及び③について申立人の主張する厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立期間①、②及び③に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月1日から2年10月1日まで

私は、平成元年9月にA社に入社し12年6月まで正社員として勤務したが、元年9月1日から2年10月1日までの標準報酬月額が、給与明細書にある総支給額より低く記録されている。納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、平成元年9月1日に資格取得、標準報酬月額は15万円で届出されていることが確認でき、この記録はオンライン記録と一致している。

また、申立人が所持する給与明細書及び申立事業所が保管する給与計算書により、申立期間について給与から標準報酬月額15万円に対応する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人と同時期に資格取得したとみられる申立人の健康保険番号の前後に記載のある10人について被保険者資格取得時における標準報酬月額を確認したところ8人が15万円であり、申立人のみが標準報酬月額を低額とされていた状況はうかがえない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 6 月 20 日から 44 年 2 月 26 日まで
② 昭和 46 年 6 月 20 日から同年 11 月まで

私は、A社B営業所に昭和 43 年 6 月 20 日から 46 年 11 月まで営業社員として勤務していた。

しかし、厚生年金保険の加入記録では、昭和 44 年 2 月 26 日から 46 年 6 月 20 日までとなっており、入社した時期と退職した時期が厚生年金保険の加入記録と相違しているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立事業所における同僚 18 人に照会したところ、9 人から回答があり、そのうちの 1 人は、「申立人は、営業社員として入社したが、最初は臨時扱いであった。」と供述していることから、申立人は、勤務期間は不明であるものの、申立事業所で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、照会に対して回答のあった同僚のうちの 2 人は、「臨時扱いであった期間は、厚生年金保険に加入していなかった。申立事業所の営業社員は、1、2 か月の研修期間後に正社員になった。」「申立事業所の営業社員の場合、3 か月ぐらいの試用期間があった。」と供述していることから、申立期間①当時、申立事業所では営業社員として採用した者をすぐに厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、申立期間②について、同僚に対する照会の回答者のうちの 1 人は、「私は昭和 46 年 8 月頃に申立事業所から別事業所へ異動になったが、申立人はその前に退職したと思う。」と供述していることから、申立人は、申立事業所を昭和 46 年 8 月以前に退職していたことがうかがえる。

さらに、申立期間①及び②について、申立事業所の後継事業所である C 社が

保管する『50 音別人名簿』の「D」のページ2枚によると、1枚目の申立人の氏名の後に、「44. 2. 26 E」、2枚目の申立人の氏名の後に、「46. 5. 15 E 46. 6. 19」と記載されており、同社は、「昭和46年5月15日の日付の意味は不明であるが、44年2月26日及び46年6月19日の日付は、申立人の入社日と退職日であると考えられる。」と回答している上、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録においても、申立人は、昭和44年2月26日に資格を取得し、46年6月19日に離職したと記載されており、申立期間①及び②における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和44年2月26日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、46年6月20日に資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している上、申立期間①及び②における同名簿の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年6月1日まで

夫は、昭和15年4月にA社(現在は、B社)に正社員として就職し、同社C工場又はD工場にある研究所でE職として勤務していた。

労働者年金保険に加入していた可能性があるので調査してほしい。

(注)申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社C工場及び同社D工場は、それぞれ昭和17年2月1日に労働者年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、申立事業所の同僚7人に照会したところ、5人から回答があり、そのうちの2人の供述から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことはいえる。

しかしながら、申立期間は、労働者年金保険法の施行後であるが、同法は、工業・鉱業等の事業所に勤務する男子筋肉労働者が対象であり、申立人の次女及び上記同僚は、「申立人はE職であった。」としているため、同法の適用対象者には該当していなかったことが推認できる。

また、B社は、「申立人に係る資料は無く、また、当社において、E職を労働者年金保険に加入させる取扱いがあったかどうかについては、当時の資料が残っておらず、不明。」と回答している。

さらに、同僚に対する照会の回答により名前が挙げられた申立人と同じ課に勤務していた者4人全員について、申立期間に係る労働者年金保険の加入記録は見当たらない。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人は、昭

和 19 年 6 月 1 日に A 社 C 工場で被保険者資格を取得していることが確認でき、仮に、申立人が申立期間に労働者年金保険に加入していたとすれば、同年 6 月 1 日に重複して厚生年金保険被保険者の資格を取得するとは考え難い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る記録は無く、A 社 C 工場及び同社 D 工場における申立期間に係る被保険者名簿を調査したが、申立人の名前は見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間において事業主により給与から労働者年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。